

登録患者追跡方法の可能性

B.住民票追跡

松田 徹*

はじめに

生存率計測は地域がん登録が行うべき重要な作業の一つである。得られる成績は、罹患率の計測と同様に価値の高いものとなる。よって、可能な限り精度の高い生存確認調査が必要である。地域がん登録の生存確認調査には住民票追跡法が最も現実的で、広く勧められる方法である。本稿では山形県で行っている住民票追跡法による生存確認調査の状況を示した。

1. 調査開始時の状況:昭和 49 年から県がん登録が始められ、5年生存率が測定可能となった昭和 56 年から、住民票追跡による生存確認調査が開始された。同調査の起案は県庁で

なされ、さしたる異論もなく開始された。

2. 調査対象:毎年、がんの罹患年から満5年目と 10 年目に住民票追跡による生存確認調査を行っている。

3. 作業の概要:生存確認調査の対象例をできるだけ少なくするために、全死亡票との照合の後に調査を行うべきである。しかし、本県では登録室の人的な制約もあり、がん死亡票により死亡の確かめられた症例を除いた(一次調査)後に、市町村に直接住民票照会(二次調査)を行っている。この作業は保健所経由で行うことも可能であるが、本県では当初から前者を行っている。県がん登録事務局では調査リス

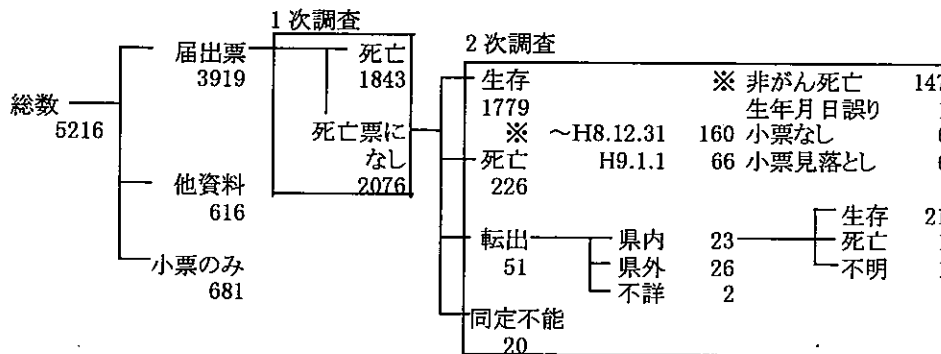
表1. 住民票追跡作業の概要

-
- 1)一次調査: がん死亡小票との照合
死亡の確認されていない症例のリストを作成する。
(5年、10年生存と見なされる者)
(氏名、性別、生年月日、住所を事務局で記載)
 - 2)二次調査: 市町村照会
住民票との照合
(生存、死亡(死亡年月日)、
転出(転出年月日)、転出先、不明(同定不能))
 - 3) 県内転居者の再調査
 - 4) 死亡症例の死因確認作業
 - 5) 集計
-

*山形県立成人病センター企画調査部 副部長

〒990-8520 山形市桜町 7-17 TEL 0236-23-4011 FAX 0236-24-5419

図1. 平成3年罹患者の追跡調査結果



トに氏名、性別、生年月日、住所を記載し、回答事項は生存、死亡（死亡年月日）、転出（転出年月日）、転出先とし、各自治体での記載を依頼している。個人情報保護に対して十分配慮しながら県がん登録の名称を用いて調査している。本県では、県内での転居者は追跡して再調査しているが、県外転出者は追跡していない(表1)。

表2. 住民票追跡結果の年次推移

年次	S62	S63	H1	H2	H3
総数	4,515	4,432	4,675	5,019	5,216
届出票数	3,380	3,295	3,457	3,818	3,919
住民票追跡数	1,561	1,545	1,723	1,924	2,076
不明数	71	30	33	49	49
不明率%					
総数	1.6	0.7	0.7	1	0.9
届出数	2.1	0.9	1	1.3	1.3
住民票追跡	4.5	1.9	1.9	2.5	2.4

4. 追跡数と成績：平成3年の罹患総数は5,216例で、小票のみと補充票を除いた3,919例について調査を要した。がんで死亡した小票と照合すると1,843例は死亡が確認され、市町村への問い合わせは2,076例であった。問い合わせた症例のうち1,779例は生存が確認され、死亡は227例であった。生死不明例は49例で、罹患総数の0.9%、届出票の1.3%、問い合わせ例(二次調査)の2.4%であった(図1)。市町村への問い合わせは最大397例、最小4例で、約2週間以内にはほとんどの自治体からの報告が入手できた。

過去5年間の罹患総数に対する不明数の割合と届出数に対する不明数の割合、市町村への住民票追跡(二次調査)に対する不明数の割合は、各々0.7~1.6%、1.0~2.1%、1.9~4.5%であった(表2)。年次毎の変動は比較的少なかった。

5. 他の追跡方法との比較と問題点：死亡票追跡法単独より精度が高いことは当然である。死亡票追跡法の方が生存率が高めに算出されることに注意を要する。戸籍簿追跡法はがん患者の戸籍を把握する必要があり、地域がん登録ではほぼ不可能である。以上より、地域がん登録の生存確認調査には住民票追跡法が必須であるといえよう。

おわりに

現在のところ、本県の生存確認調査は順調に経過しているが、県外転出者の追跡は行っておらず、今後の問題である。ただし、県外への転出者は比較的少なく、とりあえず満足のできる結果が得られている。

未実施の府県においても調査開始時の諸手続きが解決できれば、さほど混乱はなく実施可能であると思われる。